事例研究 憲法 訂正表(第3・4刷)

「誤り」ではありませんが、より適切な資料に差し替えたり、刊行後に出された判例や 文献の情報を追加したりしました。

p 70	最終行	最高裁大法廷は、2008年6月4日、
	関連問題の下に以下の情報を追加。	国籍法 3 条 1 項が父母の婚姻により嫡
		出子の身分を取得した者に限り日本国
		籍の取得を認めていることについて、憲
		法 14 条 1 項に違反すると判示し、日本
		国民である父と日本国民でない母との
		間に出生し、出生後に父から認知された
		子についても、日本国籍を取得すること
		が認められるとした(判時 2002 号3
		頁》
p 170	上から4行目	承認の後に「(昭和36年改正により「申
	…都道府県知事の承認によって…	出」)」を入れる。
		都道府県知事の承認(昭和 36 年改正
		により「申出」) によって
	上から 6 行目	
	(1985 [昭 60]同法7条1項、2項	1985同法 【資料】
	8号口、附則6条1項)。	7条1項の後に 1号イを挿入
		2項8号ロ、トル
		附則 6 条 1 項 附則 5 条 1 項 1 号参照
		と変更
		(【資料】7条1項1号イ、附則5条
		1項1号参照)。
	- エムミ 10 年日	WHU 6 节
	下から 12 行目	附則の前に 【資料】を挿入
	…事情もあった(附則6条6項)。	6条6項を 5条10項参照に変更
		事情もあった(【資料】附則5条10
		項参照)。

p 172

冒頭

【 資料 国民年金法 (昭和 60 年改正前のもの)(抜粋)】

(被保険者の資格)

第7条~附則第6条の2まで

改正前の「前」をトル

【資料 国民年金法(昭和60年改正のもの)(抜粋)】

第7条 次の各号のいずれかに該当 する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって次号及び第 3 号のいずれにも該当しないもの(次のいずれかに該当する者を除く。以下「第 1 号被保険者」という。)

イ 学校教育法 (昭和22年法律第26号)第41条に規定する高等学校の生徒、同法第52条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であって政令で定めるもの

附則

第5条 次の各号のいずれかに該当する者(第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。)は、第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

一 日本国内に住所を有する 20 歳以 上 60 歳未満の者であって、第7条第1 項第1号イ若しくは口に該当するもの 又は附則第4条第1項に規定する政令 で定める者であるもの

二~三 (略)

2~9(略)

6を10に変更

10 第1項の規定による...

下から3行目 3~5(略)

下から2行目

6 第1項の規定による...

p 185	〔関連問題〕の2行目	1986年 1985年と変更
	仮に 1986 年改正の国民年金法	仮に 1985 年改正の国民年金法
p 304	注(2)の最終行	近刊 2008年と変更&頁数を挿入
	…『ドイツの憲法判例』(信山社、近	『ドイツの憲法判例 』(信山社、
	刊)を参照いただきたい。	2008年)123頁以下を参照いただきた
		l 1 ₀